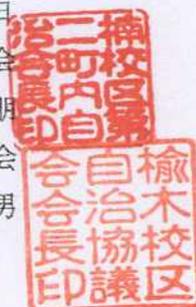


熊本市行政区画審議会
会長 桑原 隆広様

平成22年4月5日
楠校区自治協会
会長 岳野 保朋
榆木校区自治協会
会長 梶本 年男



要 望 書

平成22年3月29日に行われた第7回行政区画等審議会において、審議会委員より提案のあった5区案③において、龍田地域5校区（龍田、榆木、楠、武蔵、弓削）は、東部地区と一緒に区（D区）に区画されるような意見が出されていますが、龍田地域5校区は、清水や麻生田校区との結びつきが強く、これまでも一体的なまちづくりを行ってきた経緯があります。

また、一番市民に密着した中で保健福祉関係の事務事業を展開されている保健福祉センターにおいては、現在、北保健福祉センターの管轄となっておりますが、D区に区画されることになれば、白川を渡って、東保健福祉センターに行かなければならないことになり、市民の生活利便性が低下することになります。

さらに、人口増が著しい東部地区へ人口増加が見込まれる龍田地域5校区と一緒に区画されることになれば他区との人口規模は大きな格差が生じることになります。

このようなことから考えますと、龍田地域5校区は、第5回行政区画等審議会で決定された、5区検討案の区画編成のような清水、麻生田校区等と一体となるような区画編成を強く要望します。

熊本市長 幸山 政史 様
熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様

2010年4月5日

民意を汲んだ「区割り」を行なうことを求める申し入れ

日本共産党熊本市議団

益田 牧子

上野 美恵子

那須 円



政令市に移行後の「区割り」や区役所の位置を決める「行政区画等審議会」が、11月から5ヶ月間開催されてきました。第3回目に、区割りの基本的な考え方が決められ、それに沿ったものとして「5区案」「6区案」の二つが、第4回目の審議会に出され、その後、住民説明会やパブリックコメント、市民アンケート等も行われました。しかし、人口や面積、小学校区を分断しない等という基準によって、安易に地域が分断され、公共交通機関もないような利便性のない区役所が提案された地域の住民を中心に、強い反対の声が上がりました。

市民アンケートも「5区案支持・62%」という点だけが大きく取り上げられましたが、旧北部町・龍田・楠・楡の木・弓削・武蔵・清水・麻生田・城北・高平・池田・花園・城西をはじめ、区役所が公共交通の路線がなく、きわめて遠い場所に区役所が提案されたり、富合支所や城南支所を区役所と提案された南部地域では、5区案に反対の声が上回りました。住民説明会でも、「植木町役場までは行けない」などの声が続きました。

5区案に反対の声が次々に寄せられる中、具体的に3区や4区を検討してほしいと、審議会に対し具体的な案も提示しての陳情が出されたり、審議会委員からも4区案が具体的に出されました。議会に対しても、3月議会に100通を超える陳情書が出され、慎重な審議とともに、住民の意向を汲んだ3区・4区案の検討が要望されました。市議会の政令市特別委員会では、「人口10万～15万人という基準そのものに問題があった」「合併協議では、植木町役場を区役所にする事は協議されたが、区割りそのものは決めていない」などの意見が出されています。

ところが、3月29日に開催された審議会では、委員の少数意見を切り捨てる形で、安易に3区案も4区案も検討対象からはずされ、5区案の3つが検討対象として残さ

れました。しかも、その審議は住民の中にどんな意見があろうと何が何でも急いで審議を進めるという強硬な姿勢です。

「区割り」や「区役所の位置」は、一旦決められたら、将来にわたり、住民の暮らしに大きな影響を及ぼします。少数意見を切り捨て、住民の不安を振り切って、時間ばかりを急いで決めるべき問題ではありません。「区割り」や「区役所の位置」を決めるという重要な役割を担っている「行政区画等審議会」が、何をおいても重視しなければならないのは、第1に、住民の意見を最大限に尊重することです。そして、2番目に住民サービスが後退しない、住民が不便にならないようにすることに最大限の配慮ある審議を行なっていくことです。

この間の審議を見ておきますと、この点が不足しているように思います。審議会委員として任命されている方々は、市民の代表として「区割り」や「区役所の位置」を検討されています。今回の「区割り」や「区役所の位置」決定に際しては、城西・花園、龍田、清水、旧北部町などの校区自治協議会より、住民の総意として地域住民への不利益を生じるような区割りなしでほしいと、切実な陳情が出されていますが、このように校区自治協で陳情するというのは異例のことでもあり、住民の声をしっかり受け止めるべきです。民意を汲んだ区割りや区役所位置の決定をしていただくよう、以下の点について申し入れます。

- 1、 現在審議の対象となっている「5区原案」「5区案の③」は、人口要件だけで地域をぶち切るような乱暴な区割りのため、地域で生活する住民の実態・気持ちにそぐわない。案が示された当初より、反対のあった「旧北部町・龍田・楠・楡の木・弓削・武蔵・清水・麻生田・城北・高平」の住民が、植木支所を区役所として利用する場合、また「池田・花園・城西」の3校区から西部市民センターに行くには、交通の便もなく、車の利用が原則不可とされている生活保護世帯の方々など、福祉的な支援を必要とする弱い立場にある人にそのしわ寄せが大きい。植木町を区役所とすることにこだわるならば、植木は単独区とし、そうでなければ植木まで含めた北部地域の区の区役所は、清水市民センターとすべきである。また、「池田・花園・城西」の3校区は、中央の区に入れるべきである。
- 2、 特に、「5区案の③」は、「龍田・楠・楡の木・弓削・武蔵」5校区の住民が、植木支所が区役所になることに反対したことを逆手にとって、地域の一体性も、交通の便もない東部の区役所に行かせるような案となっており、絶対に容認できない。

以上